

分国糸についての一考察

箭内, 健次

<https://doi.org/10.15017/2329137>

出版情報 : 史淵. 88, pp.31-38, 1962-07-30. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

分国系についての一考察

箭 内 健 次

糸割符制については戦後貿易史の研究の中心的課題として最も論ぜられたテーマであつた。そして制度そのものの究明よりも、それが徳川政権の確立過程においていかなる意味を有するものであるかについて研究が進められてきた。ことに鎖国の成立と糸割符制について焦点がおかれていた。かつて林基氏によつて糸割符商人が鎖国政策に対し積極的な役割を演じたとする説は、実証性に乏しい点から批判され、今日においては幕藩体制確立の観点から鎖国が考察された場合、糸割符制をいかに評価すべきかに問題が集中されていると考えられる。しかもその場合鎖国前の糸割符制を一括して考えるだけでなく、幾度かに亘る改正について幕藩体制確立過程の一環として考察する必要があると思う。

すなわその時期と内容は次のごとくである。

一、堺、京都、長崎の三都市に対する題系の配分（慶長九年）

一、改正の議起る（元和年間）

一、江戸にも題系配分（寛永八年）

一、大坂に配分決定（寛永八〇九年）

一、分国系の配分と呉服所への配分額決定（寛永八年）

一、中国船舶載の白糸糸割符制に入る。（寛永八年）

分国系についての一考察（箭内）

一、オランダ船舶載の白糸割符制に入る。（寛永十八年）

この改正の過程において割符糸の配分に直接関与する都市は三ヶ所から五ヶ所に拡大され、又輸入糸の中で割符に組入れられるものは、ポルトガル船による白糸の一部から輸入糸の全部にまで拡張されたのである。これらの改正についてそのもつ意義の中で最も重要なのは寛永八年の改正にあると考えられるので、本論においてはこの点について論ずることにしたい。

諸記録によればこの年、従来堺に与えられた題糸百二十九丸、京・長崎夫々の題糸百丸に加え、江戸に題糸五十丸が賦与され四ヶ所となつたが、この決定に対した大坂では町年寄川崎屋宗言、淀屋古庵らが中心となつて糸割符参加を願い出、その結果、右題糸総計三百七十丸から二十九丸の配分をうけ、翌年は大坂の分として新に題糸三十丸が認められた。その後題糸の数字に変更はあつたが、五カ所の糸割符制の確立をみたものである。しかもこの際従来一定の枠のなかつた呉服所に対しても現糸六十丸が配分され、更に分国糸として二十六丸半の白糸が認められたのである。

江戸及び大坂が相前後して糸割符仲間を構成するに至つたことは、江戸が將軍の御膝下なればという政治的意図と共にその発展を裏書きするとともに、大坂は経済的意義において共々その都市的成長から十分考えうることであろう。ここに糸割符制が幕府の直轄都市支配の政策に相通ずるものがあるとされるところである。しかしこれとともに分国糸の設定は、呉服所への現糸配分とともに幕府の貿易政策を考える上に重要な問題であると考えられる。

分国糸二十六丸半の配分は次の通りである。

筑前博多 十二丸半

筑後 柳川 五丸
久留米

肥前(佐賀) 五丸

対馬 二丸半

豊前小倉 一丸半⁽¹⁾

このような分国糸の配分は何を意味するものであろうか。「長崎初発書」によれば、これら博多、柳川、久留米、佐賀、対馬、小倉の割符を受けた人々の名が列挙してある。一々については事蹟は詳にしないが、大体において町の年寄格の人物であると想像される。しかもこれら都市は何れも九州にあり、且さまの五ヶ所が何れも天領であるに對し藩領である点が注目をひく。次にその配分額であるが、堺の史料である御手鑑によると

右国々割符は糸多く候而も此丸高被下候。糸少分ニ渡り候時分ハ其節々積りを以て減し候而割渡し申候。⁽²⁾

とあり、いわば最高額を示したものと考えられる。して見ると最高の博多においてすら、最高六百二十五斤にすぎず、豊前小倉の配分に至つては最高七十五斤という少額である。しかもさまの長崎初発書にみえる佐賀の場合割方の明細が示されているので配分額を算出すると、拾人は最高二十斤、五人は最高十斤となる。当時長崎においてのパンカドの価格については明瞭でないが、仮に百斤につき二貫目とすると佐賀の場合は大商人で四百匁、小商人では最高二百匁にすぎない。これをそのまま輸入糸の配分額とすれば、余りにも少額で採るに足らぬものと考えられる。しかもこの分国糸の配分についてはそれらの都市の発言権は全く与えられず、五カ所の糸年寄らによつて割渡されているにすぎないのである。これら分國中、博多に対する配分については

寛永十一年戊五月廿七日、糸割符博多十二丸半とあり、是ハ投銀はじめは正銀にて利を取しに、後御停止にて右貨物を取たる也。⁽⁴⁾

とあり、博多豪商の間で特に盛に行われた投銀による投資で現銀による元利償還の代りに白糸の配分が行われたことが知

られる。してみるとこれは明に投銀投資を行つた博多商人に対する「救済」である。ただこの原理を他の分国に適用しうるかどうか問題である。しかし佐賀といひ、柳川、久留米などここに挙げられた都市は貿易とは因縁ある所である。古くから、特に慶長九年の糸割符の創設の際には久留米などの商人たちは長崎において、地元商人とともに購入に従事してゐたことによつても所謂広義の長崎商人とみてもよいであろう。又小倉の場合、細川藩治時代藩商人による長崎貿易が盛に行われたことは史料に徴しても明かである。⁶⁾

しかしながらこのように貿易経営に或程度の実績をもつこれらの都市に対し、その代償としては余りにも少額といわねばならない、従つてこの分国糸の配分はそれによる利潤が問題ではなく、このような「恩賞」を与えることによりこれらの都市の貿易——恐らく藩貿易を意味するものと考えられるが——参加を遮断したものはあるまいか。この事は後年、オランダ商船が平戸から長崎へ移転せしめられた結果、藩営貿易を遮断せしめられた「救」として平戸に対し白糸十丸の配分が行われたが、これがやがて一つの特権化している事実——実質よりも形式——から想像しても言いうることである。⁵⁾すなわち分国糸の配分は、極めて少量の白糸を形式的に分与し——五カ所糸割符仲間による一方的配分であるが——この「特権」と肩代りにこれら大名領の直接貿易を禁止したものとみるべきであろう。

この事は同じ寛永八年以後設定された奉書船制度についてもいえる。衆知のごとく、この年六月廿日、幕府は異国渡海の商船に対する制限と更に強化して従来御朱印のみで許可されたものを以後長崎奉行の奉書を添えるべきことを命じた。⁹⁾

元来朱印状交付に当つては希望者すべてに無制限に交付されるものではなく、ある規準又は縁故を通じて交付されたと考えられている。¹⁰⁾それは大名の場合でも一般商人の場合でも変りなかつた。そして多くの場合、本多正純や長谷川藤広などの將軍側近が取次をしたことは異国渡海御朱印帳などの記録に見えている。朱印船貿易も慶長の創設期から時代を経過するにつれ、性格にも変貌を見せ、大名による派船は慶長末年以後殆んど消え、又一般商人等の派船もその数は著しく減

じ、少数の商人らによる渡航に集中する傾向を示した。しかもこの間にあつて朱印状の交付が必しも無制限でなかつた処から偽造の朱印状が横行することもあつたようである。即ち、大名による朱印状発給が現実に行われたと考えられる。現に寛永五年ごろ幕府の隠密によつて作成された「筑前、筑後、肥前、肥後探索書」によれば豊前小倉藩において土井淨甫たるものが細川氏の朱印状をうけて交渉に渡航していることを暗示する記事がみえてゐる。¹¹土井淨甫は細川藩の史料によれば問紹甫を指すものと考えられ、同史料では藩の御用商人の一家の一人で藩主の命をうけ海外渡航を行つてゐる、これは恐らく氷山の一角であり、貿易に最も関係の深い西国大名らは右の細川氏のような行爲をしたものではあるまいか。一般に言われるごとく慶長十四年、幕府は西国大名に対して五百石以上の大船の建造の禁止を命じてゐるが、細川藩史料の示す所によれば右の制限は大名船の場合にのみ適用されるものであり、一般商船には適用しないことが明にされてゐる。¹²現に朱印船の中には五百石以上の大船があつたと推測される所から右の記事は肯定されるであらう。従つて大名の名義による朱印船派遣は慶長十六年以後ほとんど見られない事は大船建造禁止の令からみて十分考えられるが、それを契機に大名の実質的貿易経営は商人の名において行われたと見るべきであり、それが幕府からの公式の朱印状を獲得する事ができぬ場合、秘かに私造して交付することもあつたと思われる。当時南方諸地域において朱印状の持参の有無は先方との交易に大きな影響を持つていたという事情も併せ考えるべきであらう。

このような実情を考える時、幕府としては単に朱印状だけでなく、長崎奉行の奉書を添える方針を打ち出したものであらう。尤も本法令の直接執行にあたる長崎奉行竹中采女正はこの制度を悪用して自分の名義で朱印状を偽作し、これらの不正行為がやがて彼を失脚せしめる原因を作つてゐるが、¹³これらを通じても朱印状の偽造行為は当時必しも珍らしい事ではなかつたと考えられる。

このように奉書船制度の公布の事情と考える時、さきの分国系との間に密接な関連をもつことが知られよう。すなわ

ち、当時の日本をめぐる対外貿易の形勢をみるに、曾てオランダと共に対日貿易に狂奔したイギリスは既に退去し、イスパニヤとの通商も断絶していた。残るポルトガル、オランダの対日貿易は当時不振の状態にあつた。即ちポルトガルとはシヤムにおけるイスパニヤ艦隊の朱印船拿捕事件を契機として長崎入港のポルトガル船抑留事件があり、寛永七年漸く解除されたばかりであり、又オランダは台湾における日蘭両国商人の抗争の余波をうけて寛永五年以降出島の商館は閉鎖され、九年に至り解決されたのであつた。従て当時ヨーロッパ船としては僅にポルトガル船のみであつた。他方朱印船貿易は表面的にこれをみれば少数の船主に限られていた。これは幕府直轄の諸都市の特権的商人らであるとともに幕府の側近としての性格を有するものであつた。茶屋四郎次郎らによつて窺われるように代官的性格をもつものであり、¹⁵⁾従て彼らによつて経営される朱印船貿易は初期において広く開放されていた場合とは著しく内容を異にするものであつた。極言するならば、彼らは幕府の貿易経営の一翼をなすものとみてもよいであろう。

しかも他方糸割符仲間によつて配分の対象となつているポルトガル船舶載の白糸は多量のものではなかつたようである。それは国内の糸価の騰貴の事実によつても知られる。寛永元年と比し、寛永八年には糸価は約二倍に高騰している。¹⁶⁾この事は幕府の物価政策にとつても重大な事であり、その対策として考慮されたのが中国船による輸入糸の糸割符への附属であつた。これは必しも嚴重に施行されたとはいえないが、従来割符の枠外におかれていた中国船による輸入糸もこの頃には次第に増加している上、寛永八年には七、八十艘に上る多数の中国船が入港し、大部分が長崎に来航するに及び、糸価抑制の目的から割符へ編入を命じたものであつた。

このようにして糸割符仲間¹⁷⁾に相当量の白糸を供給することにより物価の安定をはかつたが、同時にこの際大名領内において半ば公然と行われていた貿易を停止せしめるために、一方において奉書船制度を施行するとともに、他方分国糸の設定によつて最後の断を下したものと考えられるのではあるまいか。

尚前述した特定船主による朱印船経営に関し、幕府自体による貿易経営の問題がある。近世封建領主がその支配基礎確立の過程において貿易に関心を有したことはここに架説を要しない。ことに統一支配をめざす秀吉政権においても逸早く貿易の独占を企図した。この事は徳川政権も同様であり、長崎を逸早く公領化し、貿易に積極的に従事した。そして輸入商品に対しては先買権を行使した。かの慶長九年の糸割符制定の場合においてもその対象となつたのはポルトガル船舶載の白糸すべてではなく幕府により先買された残りに対して行われたものである事は注意すべき事である。¹⁷⁾先買した幕府はその白糸を上方において適宜売却し、白糸の払底によつて物価高騰の場合は適宜放出してその安定をはかつたものである。¹⁸⁾しかしながらこのような幕府自ら——勿論それは側近ことに長崎奉行らを通じて行われたものであるが——の商行為もあくまで幕府財政の充実の一策であるが、それが他のより、有利な財源を見出るときは自ら冷却することは否定できない。換言すれば幕府の貿易利潤に対する熱意の変化である。ところが慶長より元和、寛永へと移行する時、その経済的基盤の主力をなす天領の増加は著しく、ことに大坂陣による豊臣方の処分を契機として急激に強化された。又同時に各地における鉱山の獲得により幕府財政はとみに裕福になつた。このような趨勢にある時、量的にも質的にも徹々たる貿易上の利潤は最早問題外の事となつたと考えられる。

このような場合貿易問題は最早幕府にとつては財政問題というよりむしろ政治問題として考えられてくる。「貿易」を通じて或は大名統制の問題、或は直轄都市支配の問題、或は側近支配の問題が対象となつてくる。幕府の貿易瀾の以上のような変化が何時頃から現われたのかは詳にしえないが、本論において述べた処から察して寛永八年前後にこれを求められると思われる。「貿易の利」は最早単なる表面的意味しかもたぬものとなつた事はやがて鎖国完成への道を一步踏み出したものと考えられる。

このように考える時、寛永八年は幕府の貿易に関する諸政策とみる上において極めて重要な時期と考えられるが、これ

は他面幕藩体制確立の時期を考察する上においても一の示唆を与えるものであろう。近年幕藩体制確立期の時代区分について種々論ぜられているが、この時期は幕閣内部においても前將軍秀忠死亡の前年に当り、家光による独裁的支配の第一歩が始まつた時であり、大名の国替も盛んに行われるなど政治史的にも注目すべき時と思われる。いわゆる鎖国令はこの奉書船の制度を以て第一期と考えられるが、これは単に初めというより、むしろ少くとも貿易史の上ではこの時期を以て劃すべきものと思われるのである。

「註」

- 1、長崎初発書（泉屋叢考第十輯所収）
- なお武野氏は分国糸並びに五ヶ所糸割符の「確立」を寛永十年としている「糸割符史料の研究」（九州文化史研究所二十五周年記念論文集所収）。恐らく寛永八年にはじまり十年以後制度的に整備されたものであろう。
- 2、例えば有馬家史料「御城下町人家由緒書」によれば布屋彦兵衛の先祖布屋孫右衛門は慶長十一年糸割符をうけたとあるのは初教書の喜兵衛の先祖に当ると考えられる。
- 3、御手鑑（堺市史料商業十九）
- 4、博多記、石城志等
- 5、糸割符由緒（宮本本）
- 6、武野要子「寛永年代における細川藩の貿易」（歴史学研究 二六四号）
- 7、拙稿「平戸商人団」（史淵 六十二号）
- 8、平戸町鑑（谷村勇氏所蔵）
- 9、通航一覧 卷百七十（刊本第四、四六八頁）
- 10、岩生成一博士「朱印船貿易史の研究」六〇頁
- 11、筑前、筑後、肥前、肥後探索書（九州史料叢書所収）
- 12、長崎は之文案（細川家文書）
- 13、部分御日記（細川家文書）
- 14、岩生博士 前掲書 八八―九頁
- 15、中田易直「鎮国の成立と糸割符」（教育大学文学部紀要）
- 16、山脇悌二郎、近世日中貿易史の研究九二頁。
- 17、中田易直、家康政権と外国貿易の基調（歴史教育八巻十号）
- 18、当代記（史籍雜纂、卷二、一五八頁）

A Consideration on the “Bunkokuito”⁽¹⁾ (分国糸)

by Kenji YANAI

The distribution of the “Bunkokuito” which began in the 8th year of Kanei (1631), meant the great change of the trade policy in the Tokugawa Shognate. In the same year the system of “Hōshosen”⁽²⁾ played also the similar role.

[I] By the distribution of the “Bunkokuito”, the Shognate controled the trading activities of the “Bunkoku” (provinces) given it.

[II] By the system of the “Hōshosen”, it became impossible as a matter of fact that “Daimyo” attempted <<in secret>> to manage the trade, which he had done.

(1) The “Bunkokuito” is the yarn which was distributed to the specific cities.

(2) The “Hōshosen” is the trade ship given the permit for trading from the Shognate.